

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第95期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	乾汽船株式会社
【英訳名】	INUI STEAMSHIP CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乾 新悟
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京（03）3548 - 3270
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 阿部 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目7番4号
【電話番号】	東京（03）3548 - 3270
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 阿部 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第94期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第95期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第94期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	2,982,148	4,957,429	14,868,656
経常利益(千円)	160,922	1,066,478	1,484,571
四半期(当期)純利益(千円)	94,702	696,553	983,404
純資産額(千円)	21,601,000	22,461,655	22,310,732
総資産額(千円)	27,512,874	30,412,776	30,515,974
1株当たり純資産額(円)	734.48	763.74	758.61
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	3.22	23.68	33.44
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	78.51	73.86	73.11
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	774,843	1,469,407	254,899
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	236,367	9,537	5,861,385
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	933,062	542,804	1,713,609
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	7,792,294	6,068,405	5,365,235
従業員数(人)	49	45	45

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	45
---------	----

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数は少数のため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	陸上	36
	海上	9
	合計	45

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時従業員数は少数のため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 営業の実績

当第1四半期連結会計期間の営業実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
海運業(千円)	4,955,240	-
その他(千円)	2,189	-
合計	4,957,429	-

(注)1. 主な相手先別の営業収益実績及びそれぞれの総営業収益実績に対する割合は次のとおりであります。

前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)			当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)		
相手先	金額 (千円)	割合 (%)	相手先	金額 (千円)	割合 (%)
MOUNT ISA MINES社	336,669	11.3	三井物産(株)	511,489	10.3
STRATUS社	265,933	8.9	MOUNT ISA MINES社	465,890	9.4
EITZEN社	242,899	8.1	住友商事(株)	443,959	9.0
豊田通商(株)	241,721	8.1	豊田通商(株)	269,071	5.4

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当四半期連結会計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日～平成22年6月30日)の世界経済は、欧州の信用不安や米国の景気減速懸念など全体として回復局面にあった景気が減速モードとなり、牽引役を担っていた中国を始めとしたアジア経済もまた足下では景気拡大のピッチが鈍化し始めております。我が国経済は、景気回復は続いておりますものの、円高やデフレ進行により企業収益は伸び悩み、また厳しい雇用情勢や設備投資の低迷が続く中、不安定な政治状況も背景があつて、依然として先行き不透明感があります。

海運業を取り巻く環境としては、運賃及び用船市況については、昨年度に引き続き緩やかな回復基調にありましたが、中国等の荷動き減少を受け、6月より市況の下落傾向が続いており、先行き不透明感が出てまいりました。

その中で当社の当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日～平成22年6月30日)の業績は、歴史的な高市況後の急落の回復途上にあつた前年同期との比較では増収増益となり、昨年度に売上高及び利益とも四半期を追う毎に業績改善した状況を維持し、引き続き右肩上がりの四半期業績を確保することができました。

当第1四半期の平均為替レートは91.42円/米ドル(前年同期は97.06円/米ドル)、燃料価格は当四半期平均でUS\$499/MT(前年同期はUS\$320/MT)となり、業績悪化の要因になりました。

当第1四半期の連結売上高は4,957百万円(前年同期比1,975百万円増加)、営業利益は1,186百万円(前年同期比1,033百万円増加)、経常利益は1,066百万円(前年同期比905百万円増加)、四半期純利益は696百万円(前年同期比601百万円増加)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は6,068百万円となり、前年同四半期末に比べ1,723百万円減少となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は1,469百万円で、これは主に税金等調整前四半期純利益1,152百万円、減価償却費が506百万円による増加、たな卸資産の増加195百万円による減少によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は9百万円で、これは主に固定資産の取得による支出3百万円ならびに賃貸物件の保証金返還による支出5百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は542百万円で、これは長期借入金の返済による支出249百万円、配当金の支払293百万円によるものです。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切でありこのような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、その大量買付等が不適切なものでないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、平成20年5月21日開催の当社取締役会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策：以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。なお、本プランは平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの概要は、以下のとおりです。

(a) 目的

本プランは、当社株券等の大量買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付等を抑制し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とします。

(b) 対象となる買付等

本プランは、以下 又は に該当する当社株券等の買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 対抗措置の発動に係る手続の概要

上記(b) 又は に該当する買付行為がなされた場合、当社取締役会は買付者等に対し、必要情報ならびに買付説明書について提出を求め、これら必要情報等を速やかに独立委員会に提供いたします。これら必要情報等が独立委員会に提供されてから最長60日間の検討期間を経て買付行為に関する対応策を決定いたします。

買収者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、会社法その他の法律および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）として、当社取締役会の決議により、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株券等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施し、当該買付等に対抗いたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置の実施、不実施の判断については、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに係る取締役会の決議を行います。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下 において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・ 本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。
- ・ 本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たものであり、その有効期間は、平成20年6月27日以後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。ただし、本プランの有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において承認決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入および廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。
- ・ 当社取締役会の恣意的判断を排除するため、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置し、当社株券等に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととしています。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっています。このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。
- ・ 本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。
- ・ 本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,429,335	29,429,335	(株)東京証券取引所 (株)大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は、 100株です。
計	29,429,335	29,429,335	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高(千 円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年4月1日～平 成22年6月30日	-	29,429,335	-	3,351,682	-	2,098,314

(6) 【大株主の状況】

第94期第3四半期連結会計期間において、OCEANIC INVESTMENT MANAGEMENT LIMITEDから平成22年1月13日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年10月23日現在で1,497千株を保有している旨の報告を受けておりましたが、平成22年6月2日提出の変更報告書の写しの送付により、大株主でなくなった旨の報告がありました。なお、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、OCEANIC INVESTMENT MANAGEMENT LIMITEDの変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

株主保有者 OCEANIC INVESTMENT MANAGEMENT LIMITED
 住所 2ND FLOOR, ST GEORGES COURT, MYRTLE STREET, DOUGLAS, ISLE OF MAN, BRITISH ISLES
 保有株券等の数 株式 1,178,100株
 株券等保有割合 4.00%

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 19,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,402,400	294,024	-
単元未満株式	普通株式 7,735	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,429,335	-	-
総株主の議決権	-	294,024	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権の数30個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
乾汽船株式会社	東京都中央区日本橋 本町一丁目7番4号	19,200	-	19,200	0.06
計	-	19,200	-	19,200	0.06

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	717	681	634
最低(円)	673	575	551

(注) 最高・最低株価については、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益	2,982,148	4,957,429
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用	2,604,800 ₂	3,546,020 ₂
売上総利益	377,347	1,411,409
一般管理費	223,648 ₁	224,556 ₁
営業利益	153,699	1,186,853
営業外収益		
受取利息	12,015	8,739
受取配当金	30,990	26,890
有価証券運用益	21,305	-
船舶燃料受渡差額金	22,922	3,068
その他	407	30
営業外収益合計	87,640	38,730
営業外費用		
支払利息	9,146	27,247
為替差損	69,988	111,466
その他	1,282	20,391
営業外費用合計	80,417	159,105
経常利益	160,922	1,066,478
特別利益		
用船契約解約金	-	92,587
特別利益合計	-	92,587
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	6,652
特別損失合計	-	6,652
税金等調整前四半期純利益	160,922	1,152,414
法人税、住民税及び事業税	234,319	725,147
法人税等調整額	168,099	269,286
法人税等合計	66,220	455,860
少数株主損益調整前四半期純利益	-	696,553
四半期純利益	94,702	696,553

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,011,005	7,330,485
海運業未収金	440,806	399,165
有価証券	239,709	244,959
貯蔵品	782,534	587,453
繰延及び前払費用	227,801	261,812
その他	1,335,235	1,388,373
流動資産合計	11,037,092	10,212,250
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	13,174,506	13,676,190
その他(純額)	1,468,003	1,471,828
有形固定資産合計	14,642,510	15,148,019
無形固定資産		
	6,655	6,888
投資その他の資産		
投資有価証券	4,324,374	4,741,168
その他	429,669	435,172
貸倒引当金	27,524	27,524
投資その他の資産合計	4,726,518	5,148,816
固定資産合計	19,375,684	20,303,724
資産合計	30,412,776	30,515,974
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	1,105,476	1,201,497
短期借入金	1,040,048	1,075,988
未払法人税等	729,814	-
賞与引当金	6,188	24,961
役員賞与引当金	-	21,000
その他	406,903	634,433
流動負債合計	3,288,431	2,957,879
固定負債		
長期借入金	4,082,853	4,416,769
繰延税金負債	245,108	473,087
退職給付引当金	52,407	49,577
特別修繕引当金	230,583	250,750
その他	51,736	57,177
固定負債合計	4,662,689	5,247,361
負債合計	7,951,120	8,205,241

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,351,682	3,351,682
資本剰余金	2,098,314	2,098,314
利益剰余金	16,543,389	16,140,726
自己株式	6,249	6,249
株主資本合計	21,987,137	21,584,474
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	372,065	123,074
繰延ヘッジ損益	12,603	9,853
為替換算調整勘定	859,186	859,186
評価・換算差額等合計	474,518	726,257
純資産合計	22,461,655	22,310,732
負債純資産合計	30,412,776	30,515,974

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	160,922	1,152,414
減価償却費	423,556	506,510
賞与引当金の増減額(は減少)	20,392	18,772
特別修繕引当金の増減額(は減少)	20,750	20,166
受取利息及び受取配当金	43,005	35,630
支払利息	9,146	27,247
為替差損益(は益)	115,906	115,789
未収消費税等の増減額(は増加)	22,160	18,594
たな卸資産の増減額(は増加)	56,683	195,080
売上債権の増減額(は増加)	42,734	41,641
仕入債務の増減額(は減少)	17,637	93,440
その他	62,749	52,884
小計	708,075	1,468,708
利息及び配当金の受取額	45,764	32,375
利息の支払額	8,616	28,664
法人税等の支払額	1,520,065	3,011
営業活動によるキャッシュ・フロー	774,843	1,469,407
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,027	2,580
無形固定資産の取得による支出	200	768
投資有価証券の取得による支出	245,060	-
投資有価証券の償還による収入	28,521	-
貸付金の回収による収入	2,880	-
その他	6,481	6,189
投資活動によるキャッシュ・フロー	236,367	9,537
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	169,408	249,100
自己株式の取得による支出	2	-
配当金の支払額	763,651	293,704
財務活動によるキャッシュ・フロー	933,062	542,804
現金及び現金同等物に係る換算差額	117,173	213,895
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,061,446	703,169
現金及び現金同等物の期首残高	9,853,740	5,365,235
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 7,792,294	1 6,068,405

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は184千円、税金等調整前四半期純利益は6,836千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は6,652千円であります。</p>

【表示方法の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)</p>
	<p>(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
 該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 一般管理費のうち主な費目		
役員報酬	33,976千円	38,410千円
従業員給与	62,766 "	59,147 "
福利厚生費	22,054 "	22,919 "
賞与引当金繰入額	5,837 "	5,903 "
退職給付引当金繰入額	3,669 "	5,093 "
減価償却費	4,364 "	3,518 "
2. 上記を除く引当金繰入額 の内容及び金額		
海運業費用の内		
賞与引当金繰入額	399千円	285千円
退職給付引当金繰入額	6,447 "	1,212 "
特別修繕引当金繰入額	20,750 "	25,250 "

(四半期連結貸借対照表関係)

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	19,511,928千円	19,006,419千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期 期末残高と四半期連結貸借対 照表に掲記されている科目の 金額との関係		現金及び預金 8,011,005千円
	現金及び預金 7,792,294千円	預入期間が3ヶ月を超え る定期預金 1,942,600千円
	現金及び現金同等物 7,792,294千円	現金及び現金同等物 6,068,405千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,429,335 株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 19,288 株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	294,100	10.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
当社及び連結子会社の営んでいる事業のうち、海運業の売上高及び営業利益の金額は、全体の売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)				
	日本 (千円)	パナマ (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,982,148	-	2,982,148	-	2,982,148
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	39,000	910,652	949,652	(949,652)	-
計	3,021,148	910,652	3,931,800	(949,652)	2,982,148
営業利益又は営業損失()	163,487	9,787	153,699	-	153,699

(注) 営業費用のうち「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	北米	ヨーロッパ	アジア	オセアニア	その他	計
海外売上高(千円)	306,636	300,671	114,662	662,824	9	1,384,804
連結売上高(千円)	-	-	-	-	-	2,982,148
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	10.3	10.1	3.8	22.2	0.0	46.4

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ
- (2) ヨーロッパ.....ノルウェー、ドイツ、オランダ
- (3) アジア.....マレーシア、香港、シンガポール
- (4) オセアニア.....オーストラリア、バヌアツ
- (5) その他.....パナマ、アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社（乾汽船株式会社）および子会社2社（DELICA SHIPPING S.A./GRIFFITH S.A.）により構成されております。

主な事業内容は外航海運業であり、当社および子会社2社の所有船舶、ならびに船主（同業他社）より定期用船した船舶の自社運航と、用船者（同業他社）への定期用船を行っております。

海運業の社内における利益評価は各航海単位となっております。したがって、当社の報告セグメントは「海運業」としております。

その他に兵庫県に戸建住宅を所有しており、賃料収入を得ています。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループは、海運業の比率が極めて高く、その他に関しては重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、売上高に関しましては、第2「事業の状況」1(1)営業の実績に記載しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	763.74円	1株当たり純資産額	758.61円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	3.22円	1株当たり四半期純利益金額	23.68円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	94,702	696,553
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	94,702	696,553
期中平均株式数(千株)	29,410	29,410

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2.四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月13日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。